

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、この計画は東海地震が発生した場合は本市にも影響が及ぶ可能性があるため東海地震情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 市の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、東御市地域防災計画第3章第2節に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
 - a 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - b 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - c 管理している施設の緊急点検
 - d 市立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

2 警戒宣言時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「東御市東海地震災害警戒本部」を設置し、東御市地域防災計画第3章第2節の定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市における地震防災対策の実施

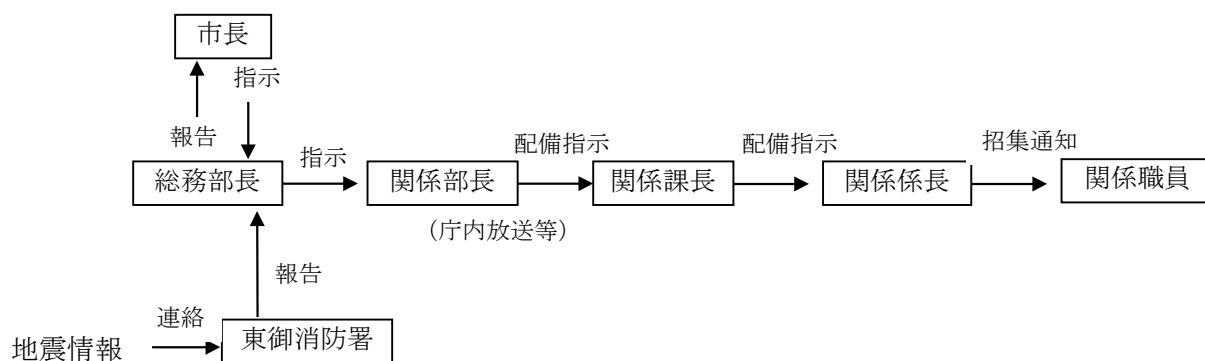
3 活動体制

警戒宣言が発せられた時は、東御市震災対策編第3章 第2節に定めるところにより活動体制をとる。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（全部等）

ア 勤務時間内



```

graph TD
    Mayor[市長]
    GenSec[総務部長]
    SecChief[関係課長]
    DivChief[関係係長]
    Staff[関係職員]
    FireStation[東御消防署]
    OnCall[関係課当番職員]

    Mayor -- 指示 --> GenSec
    GenSec -- 報告 --> Mayor
    GenSec -- 指示 --> SecChief
    SecChief -- 報告 --> GenSec
    GenSec -- 配備指示 --> DivChief
    DivChief -- 報告 --> GenSec
    DivChief -- 招集通知 --> Staff
    Staff -- 報告 --> DivChief
    FireStation -- 連絡 --> OnCall
    OnCall -- 連絡 --> FireStation
    OnCall -- 報告 --> GenSec
    
```

情報名称	情報の発表基準
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

—282—

で発表される。

(2) 勤務時間内の伝達要領

震災対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 非常参集職員の活動

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

震災対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 非常参集職員の活動

第2 応急対策実施状況等の情報伝達

市役所及び防災関係機関は、相互に連絡をとり警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、市が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者―市町村―保健福祉事務所（保健所） ―県警戒本部
金融機関の営業状況	金融機関―長野財務事務所―県警戒本部
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター―県警戒本部
列車の運転状況、旅客の状況	J R 会社、しなの鉄道㈱―県警戒本部
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社―県警戒本部
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者―県警戒本部
救護医療班の出動体制	日本赤十字社―県警戒本部 (社) 県医師会―県警戒本部
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路㈱―県警戒本部 地方整備局―県警戒本部 東御市―建設事務所―県警戒本部
緊急輸送車両の確保台数	(社) 県トラック協会―県警戒本部
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	東御市―地域振興局―県警戒本部
幼稚園、保育園、小中学校・高校の授業実施状況等	東御市教育委員会―教育事務所―県警戒本部

第4節 広報計画

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などの対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

第2 活動内容

1 市の実施計画（企画振興課）

(1) 市は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知に関する情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 事業者等がとるべき措置
- (カ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (キ) 家庭において実施すべき事項
- (ク) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (ケ) 犯罪予防等のためにとるべき措置
- (コ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (サ) その他必要な事項

(2) 広報手段

広報車・(株)上田ケーブルビジョン・(株)エフエムとうみ及び半鐘等により実施するとともに自主防災組織の協力を得て住民に周知する。

なお、外国籍市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

第5節 食料、生活必需品、飲料水の確保

第1 基本方針

東御市は地震防災強化対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保する。

市は、住民の自助努力確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、県及び市は必要な措置をとる。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 実施計画

ア 市が実施する計画（総務課）

- (ア) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行う。
- (イ) 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- (ウ) 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行う。
- (エ) 市は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。
また、上記の要請が可能となるよう、市における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。
- (オ) 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。
- (カ) 物資拠点の開設準備を行う。

イ 関係機関が実施する計画（農林水産省 総合食料局）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

ウ 住民が実施する計画

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（上下水道課）

- (ア) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (イ) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (ウ) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (エ) 応急復旧体制の準備を行う。
- (カ) 物資拠点の開設準備を行う。

イ 住民が実施する計画

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第6節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

市は、地震防災対策強化地域に指定されていないが、地震発生に備え関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、支援体制を含め医療救護体制の準備を整える。

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（健康保健課・市民病院）

(ア) 小県医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。

(イ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対して供給の要請を行う。

(ウ) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。

(エ) 傷病者の搬送準備をする。

(オ) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 日本赤十字社（長野県支部）

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。

県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

(イ) (社) 長野県医師会、(社) 小県医師会

市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

(ウ) 災害拠点病院は、発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

(エ) 国立病院機構

県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めた時は、救護班を派遣するものとする。

(オ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医科器械同業組合

緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

(カ) (社) 県薬剤師会

要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

県及び市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をする。

(1) 実施計画

ア 市が実施する計画（市民課）

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。

イ 住民が実施する計画

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第7節 消防・救急・救助対策等

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられた場合、市は東御市地域防災計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

第2 活動の内容

(1) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

- (ア) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (イ) 消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (ウ) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (エ) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。
- (オ) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (カ) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (イ) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (ウ) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (エ) 迅速な救急救助のための体制確保。
- (オ) 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (カ) 出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。
- (キ) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。

第8節 警備対策

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられた場合は犯罪及び混乱防止等に関して市職員及び消防団員は事故のないように警戒を実施する。

第2 活動の内容

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・生活環境課）

（ア）正確な情報収集及び伝達

各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

（イ）避難地域、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地域、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、住民等の不安の軽減に努める。

第9節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、防災関係機関は東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動の内容

1 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払い戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

2 日本郵便(株)信越支社

- (1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱を停止する。
- (3) 日本郵便(株)信越支社は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

3 路線バス会社

- (1) 営業車及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

第10節 売り惜しみ・買占め等の防止

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買占め等による物価の高騰を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（生活環境課）

- (ア) 売り惜しみ、買占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 売り惜しみ、買占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (ウ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

イ 住民が実施する計画

集団心理パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第11節 交通対策

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（商工観光課）

（ア）道路に関する事項

- a 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- b 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

イ 関係機関が実施する計画

【東日本高速道路㈱が実施する計画】

東日本高速道路㈱は、その防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言時の対策を実施するものとする。

【路線バス会社が実施する計画】

- （ア）営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- （イ）警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所を教示する。児童・生徒等については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

2 鉄道に関する事項

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（商工観光課）

市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行う。

第12節 緊急輸送

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言発令時における緊急輸送は、応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市及び関係機関は発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

(1) 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

(ア) 地震防災応急対策実施要員

(イ) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材

(ウ) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。

(イ) 市は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

イ 関係機関が実施する計画

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

第13節 他機関に対する応援の要請

第1 基本方針

東御市は地震防災対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられた場合各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

第2 活動の内容

1 協定等に基づく応援要請等の準備

【市が実施する計画】(総務課)

- (1) 市は、災害が発生し、他の市町村等からの協定等に基づく応援を受け入れる事となった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。
- (2) 市は、災害が発生し、他の市町村等からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するように努める。